

令和6年度病床機能報告と定量的基準の照合結果について

【協議事項】

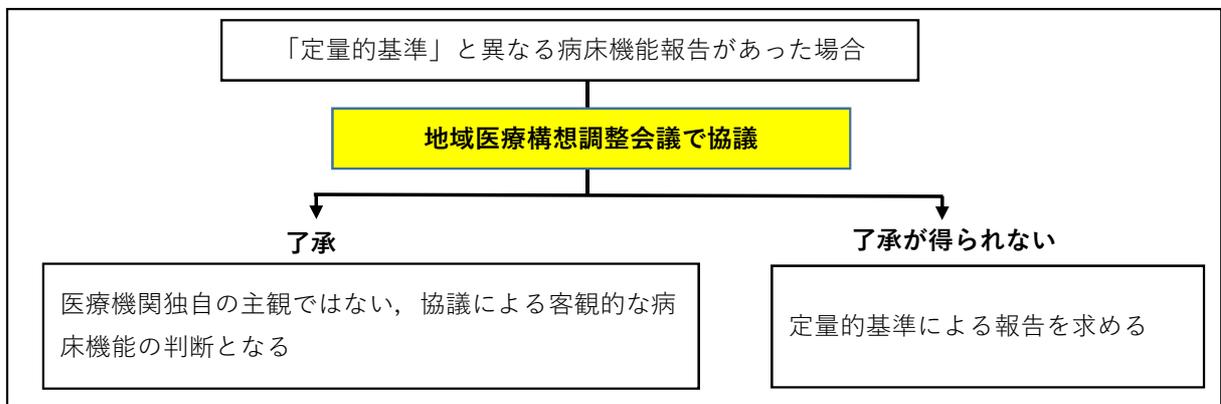
- ・ 以下の照合結果を、当該医療機関の病床機能として良いか。
- ・ また、川薩Aの具体的対応方針を、別紙1のとおりとして良いか。

1 「定量的基準」について

(1) 定量的基準の役割

病床機能報告において、医療機関が自院の病床機能を判断する際の、1つの客観的な目安として、病床機能報告の捉え方を県として示すもの。

(2) 調整会議における活用



これを繰り返すことで、病床機能報告が、（定量的基準若しくは調整会議での協議を経た）客観的な結果となり、基準として機能する。

2 令和6年度病床機能報告結果と「定量的基準」との照合結果

【報告】

医療機関	医療機関の報告内容	定量的基準による機能	病棟数	照合結果
川薩A	急性期	回復期	1病棟	医療機関に確認したところ、定量的基準による機能で採択された。

【協議事項】

医療機関	医療機関の報告内容	定量的基準による機能	病棟数	照合結果
川薩B	急性期	回復期	1病棟	実際に提供している医療機能の評価が適当である。
川薩C	急性期	回復期	1病棟	実際に提供している医療機能の評価が適当である。

※ 出水地区においては、該当する医療機関はなし。